

川越市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月27日

川越市公平委員会委員長 風 間 清 司

川越市公平委員会規則第1号

川越市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

川越市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の部本庁の款中「職員課の副主幹並びに人事、制度及び」を「人事課の副主幹並びに人事及び制度を担当する主査、主任及び主事 職員課の副主幹並びに」に改め、同部出先機関の款保健所の項中「参事 統括保健師」を「参事」に改め、同款グリーンツーリズム拠点施設の項を削り、同表教育委員会事務部局の部事務局の款中「部長 理事」を「副教育長 部長 理事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。